

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業
公募型プロポーザル募集要領

令和7年7月

北海道深川市

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業
公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

事務手続き等で来庁する市民に対し、必要な情報を発信できる機会を増やし、わかりやすく提供することで、市民の利便性を向上させると共に、広告事業により自主財源の確保を行いながら行政情報の発信と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ事業（以下「本事業」）は、事業者の選定にあたり、特殊な契約形態を理解し、事業の遂行に最適な能力を有すること、また、市に納める広告料、広告及び行政情報のコンテンツ用モニター等の設置する機器等の種類、設置場所等については応募者の提案事項とするため、最も優れた提案を行った事業者を選定する公募型プロポーザル方式としたものである。

3. 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から、本事業に関する提案を受け、選定委員会において審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者（最優秀提案者）を優先交渉権者とする。

契約に際しては、優先交渉権者と市との間で改めて協議調整を行い、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

4. 事業概要

（1）事業名

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業

（2）事業内容

別紙仕様書のとおり

（3）事業期間

契約の締結（令和7年11月を予定）から5年間

※ 期間の詳細は設置事業者選定後協議する。

（4）事業に係る費用

深川市の費用負担は無いものとする。

事業の実施に係る全ての費用は設置事業者の負担とする。

詳細は仕様書の「7. 費用負担」のとおり

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続きの申立て又は更生手続き中ではないこと。
- (3) 北海道内に本店、支店又は事業所を置いていること。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

6. 手続き

(1) スケジュール

ア 公募開始	令和7年 7月14日（月）
イ 参加申込期限	令和7年 7月25日（金）
ウ 資格審査結果通知	令和7年 7月30日（水）（メール通知及び同日付郵送）
エ 質問受付締切	令和7年 8月 1日（金）
オ 質問回答	令和7年 8月 6日（水）
カ 企画提案書受付	令和7年 8月 8日（金）から8月22日（金）【必着】
キ 企画提案説明会	令和7年 8月下旬頃
ク 選考結果通知	令和7年 9月中旬から
ケ 事業開始準備期間	令和7年10月初旬から
コ 契約締結	令和7年11月初旬頃

7. 参加申込の受付

(1) 参加申込書受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月25日（金）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 参加意思表示

深川市のホームページから、公募型プロポーザル参加意思表示書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記載の上、必要書類を添えて、次の通り提出してください。参加資格の審査結果は、令和7年7月30日（水）にメールで通知し、同日付で文書を郵送します。

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）	1部
イ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）写し可	1部
ウ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書 （発行後3ヶ月以内のもの）写し可	1部

(4) 提出先

〒074-8650

北海道深川市2条17番17号

深川市企画総務部総務課総務係 電話 0164-26-2228

(5) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送すること。郵送の場合は、令和7年7月22日（金）午後5時までに必着のこと。

8. 質問

- ① 質問は、様式3に質問要旨を簡潔に記載し、令和7年8月1日（金）17時15分までに、担当課に電子メールで提出してください。

（Eメール：soumu@city.fukagawa.lg.jp）

- ② 質問に対する回答は、質問した事業者名等を伏せた上で、令和7年8月6日（水）までに、深川市のホームページに公開します。

9. 企画提案書の提出

(1) 提案受付期間

審査により参加資格を有すると認められた事業者は、深川市のホームページから、所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、必要書類を添えて、次の通り提出してください。

① 提出書類

ア 会社概要書（様式2）

イ 企画提案書（様式自由とし次の内容を含むこと）

- 1) 実施計画・体制
- 2) 機器仕様
- 3) 広告・行政情報作成
- 4) 保守対応
- 5) 業務実績
- 6) 独自提案

※ 提出部数は、ア・イいずれも正本1部及び副本5部（合計6部）

※ 企画提案書は、A4版又はA3版とし、左端をホチキス綴じ（A4版にA3版が混在する場合は、A3版を外三折りとする。）とします。また支障がない範囲で両面印刷も可能とします。

② 受付期間

令和7年8月8日（金）から8月22日（金）【必着】

(2) 提出先

〒074-8650

北海道深川市 2 条 1 7 番 1 7 号

深川市 企画総務部総務課総務係 電話 0164-26-2228

(3) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送すること。郵送の場合は、令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時までに必着のこと。

10. 審査及び審査結果の通知

(1) 選定方法

本プロポーザルにおける事業者の選定にあたっては、企画総務部で組織する選定委員会において審査及び選定します。

① 企画提案説明会（プレゼンテーション審査）

提出された企画提案書に基づき、各提案者の提案内容等について評価を行うため、企画提案説明会を実施します。

企画提案説明会の日程は令和 7 年 8 月下旬の予定です。日時会場等は、企画提案者に別途通知します。

ア 選定委員が下記（2）の評価基準の各項目について、事業者を評価します。

イ 選定委員の評価点の合計得点が 5 割以上である事業者のうち、最高得点の事業者を受託候補者として選定します。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

ウ 選定について、原則として第 1 位の者を受託候補としますが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて、協議の上選定するものとします。

(2) 評価基準

別紙審査項目及び主な評価基準のとおり

(3) 留意事項

① 1 事業者あたりのプレゼンテーションの時間は、25 分以内（提案説明 15 分以内、質疑応答時間 10 分以内）とし、説明員は 2 名以内とします。

なお、スクリーン、プロジェクター及びパソコンは、市が用意します。

② 審査対象者が 1 事業者であった場合においても、企画提案説明会を実施します。

(4) 選定結果の通知

受託候補者の選定後、選定結果を企画提案説明会参加事業者へ書面で通知します（令和 7 年 9 月中旬予定）。なお、選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じません。

(5) 無効となる提案

① 募集要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかった提案

② 虚偽の記載がなされた提案

③ 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者の提案

④ 契約締結までの期間に参加資格要件を満たさなくなった者の提案

(6) その他

① 参加者が要した費用については、すべて参加者の負担とします。

② 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認められません。

③ 提出された書類等は、返却しないものとします。

④ 提出された書類は、深川市情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となります。

1 1. 契約手続

深川市契約に関する規則等の関係法令に基づき、受託候補者と契約を締結します。なお、仕様書、契約条件の詳細については、別途協議するものとします。

1 2. 問合せ先

〒074-8650

北海道深川市 2 条 1 7 番 1 7 号

深川市 企画総務部総務課総務係

電話 0164-26-2228 FAX 0164-22-8134 E-Mail soumu@city.fukagawa.lg.jp

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	実施計画・体制 (10)	事業目的を理解した提案となっており、市民の窓口利用環境向上及び深川市の経費負担削減に繋がるものであるか。	5
		事業を確実に実施し管理できる業態で、一貫して実行する体制があり、想定する実施スケジュールは適切か。	5
2	機器仕様 (25)	各機器は仕様書の内容を満たしているか。	10
		機器は操作する職員が分かりやすく使用しやすいものであるか。	5
		機器の設置場所は適切で庁舎の維持管理、災害時の避難誘導等に影響がなく安全面に問題がないか。	5
		省スペース、省電力に配慮した機器であるか。	5
3	広告・行政情報作成 (25)	広告主募集及び広告の作成を外注せず自社で行う体制があり、広告・行政情報の作成は多様で柔軟な対応が可能で市民の目を引くものであるか。	5
		広告料は深川市の収入確保になるものであるか。	10
		広告の内容を適切に審査する体制が整備されているか。	10
4	保守対応 (10)	深川市からの問合せに対応可能な体制があるか。	5
		緊急時は速やかに対応職員を派遣する体制があるか。	5
5	業務実績 (20)	機器は他の自治体で5年以上使用した実績があるか。	5
		過去に同様の事業を実施したことがあるか。	5
		現在、他の自治体で同機器を使用し同様の事業を実施しているか。	10
6	独自提案 (10)	仕様にはないが、市民及び市職員にとって有益となる機能、取組等の独自提案はあるか。	10
合計			100

※基準点を60点とする。基準点に満たない参加事業者は、契約候補者とはしないものとする。